

足立区特定教育・保育施設

指導検査基準

令和7年8月18日適用

(私立幼稚園・認定こども園用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>子ども・子育て支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合など文書指摘とするに至らない場合は「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>子ども・子育て支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。</p>
A	助言	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

運 営 管 理 編

目

1 利用定員	1
2 運営規程	1
3 利用者への情報提供	
(1) 掲示	1
(2) 情報提供の努力	2
(3) 虚偽又は誇大広告の禁止	2
4 教育・保育給付認定申請の援助	2
5 内容の説明及び同意	2
6 区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	3
7 利益供与等の禁止	3
8 正当な理由のない提供拒否の禁止等	3
9 受給資格等の確認	3
10 人権擁護、虐待防止	4
11 平等取扱いの原則	4
12 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)	4

次

13 秘密の保持	4
14 小学校等に対する情報提供	4
15 研修機会の確保	4
16 苦情解決	5
(1) 苦情窓口の設置	5
(2) 苦情内容の記録	5
(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	5
17 区の検査に対する協力及び改善の努力	5
18 サービスの質の評価等	5
19 保護者に関する区への通知	5
20 記録の整備と保存	5
21 電磁的記録等	6
22 職員の配置	7
23 安全対策	10

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
4	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
5	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
6	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
7	令和4年12月28日4文科教第1309号「学校保健安全法施行規則の一部改正について」	4文科教第1309号通知
8	令和4年12月28日府子本第1107号、4文科初第1843号、子発1228第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について	府子本第1107号通知
9	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用定員	<p>1 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、各区分ごとに利用定員を定めるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>1 利用定員を20人以上としているか。</p> <p>1 各区分ごとに利用定員を定めているか。</p> <p>1 区運営基準条例第22条但書きの規定する特別の理由なく、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第4条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第4条2</p> <p>(1) 区運営基準条例第22条</p>	<p>(1) 利用定員を20人以上としていない。</p> <p>(1) 各区分ごとの利用定員を定めていない。</p> <p>(1) 特別の理由なく利用定員を超えて特定教育・保育を提供している。</p>	C C C
2 運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>⑤ 区運営基準条例第13条の規定により、教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥ 区運営基準条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(区運営基準条例第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第20条</p>	<p>(1) 重要事項に関する規程を定めていない。</p> <p>(2) 重要事項に関する規程①から⑪の内、不足している項目がある。</p>	C B
3 利用者への情報提供	<p>(1) 掲示</p> <p>特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>※ 事務所の中に備え付けてある等、利用者が施設の職員に声をかけないと見ることが出来ない状態は、(施設の見やすい場所に)掲示してあるとは言えない。</p>	<p>1 施設の見やすい場所に重要事項の掲示を行っているか。</p> <p>2 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</p> <p>3 掲示あるいは電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供している内容は適切か。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第23条</p> <p>(1) 区運営基準条例第23条</p> <p>(1) 区運営基準条例第23条</p>	<p>(1) 施設の見やすい場所に掲示していない。</p> <p>(1) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p> <p>(1) 掲示及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供している内容について、重要事項に関する規程①から⑪の内、不足している項目がある。</p>	C C B

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 情報提供の努力	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。	(1) 区運営基準条例第28条1	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行うよう努めていない。	A
(3) 虚偽又は誇大広告の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1) 区運営基準条例第28条2	(1) 施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	C
4 教育・保育給付認定申請の援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 教育・保育給付認定申請に対する必要な援助を行っているか。 1 教育・保育給付認定の変更の認定申請に必要な援助を行っているか。	(1) 区運営基準条例第9条1 (1) 区運営基準条例第9条2	(1) 必要な援助を行っていない。 (2) 援助が不十分である。 (1) 必要な援助を行っていない。 (2) 援助が不十分である。	C B C B
5 内容の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、区運営基準条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、運営基準条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、1の規定による文書の交付に代えて、3の規定で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。(以下省略) 3 特定教育・保育施設は、2の規定により1に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 区運営基準条例第5条第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式	1 利用申込者に対して重要な事項等を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 なお、利用申込者の同意については、トラブルを避ける観点から、同意書を取得することが望ましい。 1 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要な事項を電磁的方法により提供しているか。	(1) 区運営基準条例第5条1 (1) 区運営基準条例第5条2	(1) 重要な事項を交付して説明をしていない、又は特定教育・保育の提供の開始について同意を得ていない。 (1) 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要な事項を電磁的方法により提供していない。	C C
		1 電磁的方法により重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 区運営基準条例第5条5	(1) 電磁的方法により重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ていない。	C

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 3の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	1 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第5条6	(1) 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っている。	C
6 区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	1 特定教育・保育施設は、(中略)市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、(中略)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力しているか。 (例)日本語が話せない、宗教上等の理由により、食事の提供に手間がかかる等の理由で、必要以上に入所の制限を行っており、できる限りの協力をしているといえない場合等。	(1) 区運営基準条例第7条1、2	(1) 区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力していない。 (2) 協力が不十分である。	C B
7 利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 また、特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 関与者に対して利益供与又は関与者から利益收受を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第29条	(1) 利益供与又は利益收受している。	C
8 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公平な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、2に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	1 正当な理由なく提供拒否をしていないか。 1 子どもの総数が利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っているか。 1 選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っているか。	(1) 区運営基準条例第6条1 (1) 区運営基準条例第6条2 (1) 区運営基準条例第6条4	(1) 正当な理由がないにもかかわらず、教育・保育給付認定保護者の利用の申込みを拒否している。 (1) 公平な方法による選考を行っていない。 (1) 選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っていない。	C C C
9 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。 なお区から送付されるリストでの確認でよい。	1 教育・保育給付認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	(1) 区運営基準条例第8条	(1) 教育・保育給付認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。	C

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 人権擁護、虐待防止	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。 2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第3条4	(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の体制整備を行っていない。 (2) 体制整備が不十分である。 (1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じていない。	C B B
11 平等取扱いの原則	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 区運営基準条例第24条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制している。	C
12 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。 施設の状況を的確に把握するため、特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長が日々の施設運営上重要と認めるなどを記録する。 <例>職員及び子どもの出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)を適切に作成しているか。	(1) 区運営基準条例第12条	(1) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)が未作成である。 (2) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)の内容が不十分である。	C B
13 秘密の保持	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> ・規定等の整備 ・雇用時の取決め等	1 正当な理由がある場合を除き、職員であつたものを含めて施設は秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第27条1、2	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。	C B
14 小学校等に対する情報提供	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は区運営基準条例第62条の電磁的記録により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 あらかじめ文書又は電磁的記録により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第27条3、第62条	(1) あらかじめ文書又は電磁的記録による同意を得ていない。 (2) 同意の取得が不十分である。	C B
15 研修機会の確保	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 区運営基準条例第21条3	(1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修機会の確保が不十分である。	C B

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
16 苦情解決 (1) 苦情窓口の設置	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第30条1	(1) 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。	C B
(2) 苦情内容の記録	特定教育・保育施設は、上記の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情の内容を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第30条2	(1) 苦情の内容を記録していない。 (2) 内容の記録が不十分である。	C B
(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 区運営基準条例第30条3	(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。	A
17 区の検査に対する協力及び改善の努力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 区が行う検査に協力するとともに、指導助言に対して必要な改善を行っているか。	(1) 区運営基準条例第30条4	(1) 区が行う検査に協力していない。若しくは指導助言に対する必要な改善を行っていない。 (2) 区が行う検査に対する協力や指導助言に対する改善が不十分である。	C B
18 サービスの質の評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に子どもを入園させている保護者その他の園の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善に努めているか。	(1) 区運営基準条例第16条2	(1) 定期的に子どもを入園させる保護者その他の園の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表する等、改善を行う努力をしていない。	A
19 保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 通知を行っているか。	(1) 区運営基準条例第19条	(1) 通知を行っていない。	C
20 記録の整備と保存	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 区運営基準条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (例:指導計画等)	1 職員及び設備に関する諸記録を整備しているか。 1 記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 区運営基準条例第34条1 (1) 区運営基準条例第34条2	(1) 職員及び設備に関する諸記録を整備していない。 (2) 記録の整備が不十分である。 (1) 区運営基準条例の規定に沿って備えておくべき記録を整備・保存していない。 (2) 区運営基準条例の規定に沿って備えておくべき記録の整備・保存が不十分である。	C B C B

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 区運営基準条例第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (例:特定教育・保育の提供の記録等)</p> <p>(3) 区運営基準条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (例:保護者の不正受給に関する記録)</p> <p>(4) 区運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (苦情処理簿)</p> <p>(5) 区運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 (事故報告書)</p>				
21 電磁的記録等	<p>特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。(区運営基準条例第62条1)</p> <p>特定教育・保育施設は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、区運営基準条例第62条第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>1 区運営基準条例第62条第2項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、区運営基準条例第62条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>3 区運営基準条例第62条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p> <p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。</p> <p>2 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。</p> <p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく、書面により行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条3、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条5、6</p>	<p>(1) 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p> <p>(1) 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	C C C C
22 職員の配置	<p>人員配置について、下記に示す「留意事項通知」、「区扶助要綱」、「区法外要綱」の条件を遵守し、適正な申請を行わなければならない。</p> <p>【公定価格】</p> <p>1 基本部分</p> <p>(1) 基本分単価</p> <p>【私立幼稚園】</p> <p>ア 園長</p> <p>イ 教員（教諭等）</p> <p>　　基本分単価における必要教員数は以下の(ア)と(イ)を合計した数であること。（園長及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く）</p> <p>　　(ア)年齢別配置基準</p> <p>　　4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人</p> <p>　　(イ)学級編制調整加配</p> <p>　　利用定員が36人以上300人以下の施設に1人</p>	申請内容は適正か。	<p>(1) 支援法付則第6条 (2) 内閣府告示第49号 (3) 留意事項通知</p>	<p>(1) 申請内容が適正でない。</p> <p>(2) 申請内容が一部不適正なところがある。</p>	C B

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>ウ その他</p> <p>(ア)事務職員及び非常勤事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>(イ)学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 嘱託等で可</p> <p>【認定こども園】</p> <p>ア 保育教諭等</p> <p>基本分単価における必要保育教員数は以下の(ア)と(イ)を合計した数であること。(幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が選任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く)</p> <p>(ア)年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1.2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人。</p> <p>(イ)その他</p> <p>①保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人。</p> <p>②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人。</p> <p>③主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)</p> <p>④上記(ア)及び(イ)の①、②の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)</p> <p>イ その他</p> <p>園長 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人。</p> <p>事務職員及び非常勤事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要</p> <p>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</p>				

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。</p> <p>(1)副園長・教頭配置加算 園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条(認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条又は学校教育法第27条)に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</p> <p>イ 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号。認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第14条または学校教育法施行令)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。</p> <p>ウ 当該施設に常時勤務する者であること。</p> <p>エ 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員(認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が選任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員)に該当しないこと。</p> <p>(2)3歳児配置改善加算 3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。なお、3歳児の実人數が15人を下回る場合であっても、算式により配置基準上教員数を満たす場合は加算が適用。</p> <p>(3)4歳以上児配置改善加算 4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設(チーム保育加配加算を算定している施設は除く。)に加算。なお4歳以上児が25人を下回る場合であっても、算式により配置基準上教員数を満たす場合は加算が適用。</p> <p>(4)満3歳児対応加配加算 ア 3歳児配置改善加算の適用がない場合 配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園の場合は保育教諭等の配置基準)を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。</p>				

私立幼稚園・認定こども園 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>イ 3歳児配置改善加算の適用がある場合 配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園の場合は保育教諭等の配置基準)を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。</p> <p>3 特定加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。</p> <p>(1)主幹教諭等専任加算 主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。)を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員(非常勤講師等)を配置し、事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>※認定こども園の場合は、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組み実施していない場合に加算の調整を行う。</p>				
23 安全対策	<p>1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他の学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。</p> <p>3 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。</p> <p>幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転手席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	<p>1 安全に関する事項について計画を策定しているか。</p> <p>1 危機等発生時において職員等が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成しているか。</p> <p>1 児童生徒等の自動車での移動の際、乗降時に点呼等その他の方法により所在の確認をしているか。</p> <p>2 児童の所在の見落としを防止する装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 学校保健安全法第27条 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条</p> <p>(1) 学校保健安全法第29条 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則第29条の2(1) (2) 4文科教第1309号通知 (3) 府子本第1107号通知</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則第29条の2(2) (2) 4文科教第1309号通知 (3) 府子本第1107号通知</p>	<p>(1) 安全に関する事項について計画を策定していない。</p> <p>(1) 危機等発生時における対処要領を作成していない。</p> <p>(1) 児童生徒等の自動車での移動の際、乗降時に点呼等その他の方法により所在の確認をしていない。</p> <p>(1) 児童の所在の見落としを防止する装置を用いて降車の際所在の確認を行っていない。</p>	B

教 育 · 保 育 内 容 編

目 次

1 特定教育・保育の状況

(1) 特定教育・保育の取扱原則	1
(2) 人格を尊重した特定教育・保育	1
(3) 虐待等の禁止	2
(4) 心身の状況等の把握	2
(5) 特定教育・保育の提供の記録	2
(6) 小学校等との連携	3
(7) 相談及び援助	3

2 健康・安全の状況

(1) 子どもの健康診断	4
(2) 疾病、ケガ等への対応	4
(3) 事故防止及び発生時に適切な対応をするための体制	5
(4) 事故防止	5
(5) 損害賠償	6
(6) 事故の記録	6
(7) 事故発生時の報告	6

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成29年3月31日文部科学省告示第62号「幼稚園教育要領」	幼稚園教育要領
3	平成29年3月31日内閣府、文部科学省告示第1号、厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
4	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
5	昭和22年3月31日法律第25号「教育基本法」	教育基本法
6	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
7	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
8	昭和22年5月23日文部科学省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
9	平成30年3月30日29文科初第1814号「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について」	29文科初第1814号通知
10	平成27年1月27日府政共生第73号、26初幼教第29号、雇児保発0127第1号「幼保連携型認定こども園園児指導要録について」	府政共生第73号通知
11	平成21年1月29日20初幼教第9号、雇児保発第0129001号「認定こども園こども要録について」	20初幼教第9号通知
12	令和元年6月18日府政共生160号、府子本第172号、府子本第174号、元教参学第9号、子少発0618第1号、子保発0618第1号、障障発0618第1号「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」	府政共生160号通知
13	令和6年3月22日こ成安第37号、5教参学第40号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第37号通知
14	令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第36号通知

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 特定教育・保育の状況 (1) 特定教育・保育の取扱原則	<p>特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>(1) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(2) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>前項(1)に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるものほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>2 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図ること。（幼稚園教育要領）</p> <p>地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p>	<p>1 適切な特定教育・保育の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法第2条 (2) 幼稚園教育要領前文、第1章第1 (3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の1、第3の1、2、3 (4) 区運営基準条例第3条1、第15条 (5) 教育基本法第2章第11条 (6) 学校教育法第3章 (7) 学校教育法施行規則第3章</p>	<p>(1) 子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。 (2) 子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供が不十分である。</p>	C B
(2) 人格を尊重した特定教育・保育	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。（区運営基準条例）	<p>1 子どもの意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立って特定教育・保育の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 幼稚園教育要領第1章第1 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の1 (3) 区運営基準条例第3条2、第15条 (1)、(2)、(3)</p>	<p>(1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供を行っていない。</p>	C

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（区運営基準条例）</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（児童福祉法）</p>	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区運営基準条例第25条 (2) 児童福祉法第33条の10	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(4) 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。（区運営基準条例）	1 子どもの心身の状況などの把握をしているか。	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(1) (2) 区運営基準条例第10条、第15条 <u>(1)、(2)</u>	(1) 子どもの心身の状況等の把握をしていない。 (2) 子どもの心身の状況等の把握が不十分である。	C B
(5) 特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。（区運営基準条例）	1 特定教育・保育の提供について記録されているか。 <ul style="list-style-type: none">・ 日にち ・ 曜日・ 天気・ 子どもの出欠席人数・ 記録者名・ 主な活動の様子・ 園長の確認印またはサイン 等	(1) 区運営基準条例第12条	(1) 特定教育・保育の提供の記録をしていない。 (2) 特定教育・保育の提供の記録が不十分である。	C B

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 小学校等との連携	<p>幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。（幼稚園教育要領）</p> <p>幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。（区運営基準条例）</p>	1 子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料（幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録、認定こども園こども要録）が小学校へ送付されているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3の5(2) (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の1(5)イ (3) 区運営基準条例第11条、第15条(1)、(2)、(3) (4) 29文科初第1814号通知 (5) 府政共生第73号 (6) 20初幼教第9号通知	(1) 資料(要録)の作成がされていない。 (2) 資料(要録)が小学校へ送付されていない。	B B
(7) 相談及び援助	<p>1 （前略）家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。（幼稚園教育要領）</p> <p>日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通して、保護者との相互理解を図るよう努めること。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p> <p>教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p> <p>特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（区運営基準条例）</p>	1 保護者からの相談に応じたり、教育・保育に関する理解を深めたりしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会や個人面談を設けている。 ・ 保護者が参加、参観する園行事を設けている。 ・ 隨時、保護者からの相談に応じている。等 	(1) 幼稚園教育要領第1章第6の2 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第2の1、2、3、6、7、8 (3) 区運営基準条例第15条(1)、(2)、(3)、第17条	(1) 保護者からの相談に応じる等、保護者支援の対応を行っていない。 (2) 保護者からの相談に応じる等、保護者支援の対応が不十分である。	C B

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の児童と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。(以下略) (幼稚園教育要領)</p> <p>地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型認定こども園の児童と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。(以下略) (幼保連携型認定こども園教育・保育要領)</p> <p>特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(区運営基準条例)</p>	1 小学校や他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努めているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第6の3 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2(3)サ (3) 区運営基準条例第3条3、第15条(1)、(2)、(3)	(1) 小学校や他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努めていない。	B
2 健康・安全の状況 (1) 子どもの健康診断	1 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。(学校保健安全法)	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の2(2) (2) 区運営基準条例第15条1(1)、(2) (3) 学校保健安全法第13条	(1) 年度内に1回以上の健康診断を実施していない。	B
(2) 疾病、ケガ等への対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。 2 緊急時の連絡体制ができているか。	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の3(1) (2) 区運営基準条例第15条1(1)、(2)、第18条 (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の3(1) (2) 区運営基準条例第15条1(1)、(2)、第18条	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。 (1) 緊急時の連絡体制ができていない。	C

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 事故防止及び発生時に適切な対応をするための体制	<p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を教員等に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び教員等に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>1 事故予防及び発生時対応のための各種ガイドライン及びマニュアルを作成しているか。</p> <p>2 事故予防及び発生時対応のための各種ガイドライン及びマニュアルを教員等と共有しているか。</p> <p>3 事故発生防止委員会及び研修が定期的に実施されているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第32条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第32条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)</p>	<p>(1) ガイドライン及びマニュアルを作成していない。</p> <p>(2) ガイドライン及びマニュアルの内容が不十分である。</p> <p>(1) ガイドライン及びマニュアルを教員等と共有していない。</p> <p>(2) 事故発生防止委員会及び研修の検証や記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(4) 事故防止	<p>1 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。（幼稚園教育要領）</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p> <p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p> <p>① 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児がいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p> <p>② 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>1 子どもの事故防止に配慮しているか。</p> <p>① 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>② 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。</p> <p>③ 園外保育に関する体制や配慮は十分か。</p> <p>④ プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 筝</p>	<p>(1) 幼稚園教育要領第1章第3の4(3)</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2(2)</p> <p>(3) 区運営基準条例第15条(1)、(2)、(3)、第32条</p> <p>(4) 府政共生160号通知</p>	<p>(1) 子どもの事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

私立幼稚園・認定こども園 教育・保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>③ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について(令和6年6月14日付文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)別添1「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」</p> <p>④ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>				
(5) 損害賠償	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(区運営基準条例)	1 損害賠償に対する策を講じているか。 ・ 損害賠償保険の加入 等	(1) 区運営基準条例第32条4 (2) こ成安第37号通知	(1) 損害賠償に対する策を講じていない。 (2) 事故の記録内容が不十分である。	C
(6) 事故の記録	特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(区運営基準条例)	1 事故の経過及び対応等を記録しているか。 ・ 事故の発生、処置 ・ 保護者への連絡 (時間、内容、受け止め・反応) ・ 完治までの経過 ・ 再発防止策 ・ 園長の確認印またはサイン ・ 完治日 等	(1) 区運営基準条例第32条3 (2) こ成安第37号通知	(1) 事故の経過及び対応等を記録していない。 (2) 事故の記録内容が不十分である。	C
(7) 事故発生時の報告	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)	1 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。	(1) 区運営基準条例第32条2 (2) こ成安第36号通知	(1) 区への事故報告が行われていない。 (2) 区への事故報告が速やかに行われていない。	C

会計経理編

目 次

1 会計の区分	_____	1
2 会計記録の整備	_____	1
3 利用者負担額等の受領等		
(1) 利用者への料金の説明及び同意	_____	1
(2) 領収証等の交付	_____	1

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号

私立幼稚園・認定こども園 会計経理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 2 個人のポイントカード、クレジットカード及び電子マネー等を使用していないか。	(1) 区運営基準条例第33条	(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。 (2) 会計の区分の仕方が不十分である。 (1) 個人のポイントカード、クレジットカード及び電子マネー等を使用している。	C B A
2 会計記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 計算書類等、会計帳簿等を作成しているか。 2 計算書類等、会計帳簿等が証憑書類と整合しているか。	(1) 区運営基準条例第34条1 (1) 区運営基準条例第34条1	(1) 計算書類等、会計帳簿等を作成していない。 (2) 計算書類等、会計帳簿等を一部作成していない。 (1) 計算書類等、会計帳簿等が証憑書類と整合していない。	C B C
3 利用者負担額等の受領等 (1) 利用者への料金の説明及び同意	施設は、区運営基準条例第13条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を保護者に求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面又は当該書面に係る区運営基準条例第62条の電磁的記録（以下「書面等」という。）によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、区運営基準条例第13条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由を保護者に対して書面等により説明し、文書による同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第13条6、 <u>第62条</u>	(1) 利用者負担額等を求める書面等を作成していない。 (2) 利用者負担額等を求める書面等の内容に不備がある。 (3) 保護者から同意を得ていない。	C B C
(2) 領収証等の交付	特定教育・保育施設は、保護者から区運営基準条例第13条第1項から第4項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。	1 現金を受領した際に領収証（受領印を押した集金袋等を含む。）を交付しているか。	(1) 区運営基準条例第13条5	(1) 領収証等を交付していない。 (2) 領収証等を一部交付していない。	C B